

## 令和元年度 栃木県立宇都宮東高等学校 部活動に係る活動方針

<b>目標</b>	<p>○部活動は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校教育の一環として実施するものであり、生徒が部活動をとおして余暇を有効に活用して心身を鍛え、充実した学校生活を送ろうとする主体的な態度を養う。</p> <p>○部活動をとおして、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の望ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲を向上させ、自己肯定感、責任感、連帯感を育成する。</p> <p>○部活動の実施に当たっては、所属する生徒の技術・競技力の向上を図るとともに、部活動をとおして個性を伸長させ、自ら選択した競技等を生涯にわたって楽しむ意欲と態度を養う。</p> <p>○安全管理を徹底し、活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を共有して安全対策を講じるなど、学校全体での意識高揚をはかりながら、生徒が安心安全に参加できる部活動運営を行う。</p>
<b>休養日</b>	<p>○原則として、週当たり1日以上休養日を設ける。その際、できるだけ、週末（土曜日及び日曜日）の少なくとも1日を休養日とする。週末に、大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。</p> <p>○大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。</p> <p>○長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。</p>
<b>活動時間</b>	<p>○1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業中（学期中の週を含む）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。</p> <p>○心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、寒稽古期間を除いて原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。</p> <p>○定期試験等の実施前の一定期間を学校全体の部活動休養日として設定する。ただし、公式試合等を間近に控え、やむを得ず活動する場合は、事前に校長に申し出て承認を得る。</p>
<b>設置する部活動</b>	<p>【運動部】</p> <p>野球（男）、サッカー（男）、バスケットボール（女）、バレーボール（女）、卓球（男・女）、テニス（男・女）、ソフトテニス（男・女）、陸上競技（男・女）、水泳（水球、競泳）（男・女）、剣道（男・女）、弓道（男・女）、バドミントン（男・女）、応援（男・女）</p> <p>【文化部】</p> <p>社会、音楽（吹奏楽・合唱）、美術、理科、書道、食物研究、映画研究、英語ディベート、演劇、将棋（同好会）</p> <p>※今年度、高校部活動に中学生の参加が認められている部活動は、社会、美術、理科、書道、演劇、英語ディベート、音楽（合唱）</p>
<b>大会参加</b>	<p>各々が参加できる大会は次のとおりとする。ただし、参加に当たっては、生徒の健康面及び学習面に十分配慮するとともに、保護者の経済的負担を考慮する。</p> <p>ア 県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会</p> <p>イ 県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会</p> <p>ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等</p>
<b>部活動の運営</b>	<p>(1) 生徒の健康・安全への配慮</p> <p>○部活動顧問は、生徒はまだ自分の限界や心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、修得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療機関等への連絡体制を整備する。</p> <p>○部活動顧問は生徒の活動に立ち会い直接指導することを原則とするが、直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携・協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。</p> <p>○部活動顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。</p> <p>(2) 体罰等の禁止</p> <p>○部活動顧問は、いかなる理由があっても、部活動の指導において体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。</p> <p>(3) 保護者の理解と協力を得た活動</p> <p>○保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、部活動顧問は、活動の目標・方針、休養日、一日の活動時間、活動内容等について、説明会を開く等の方法で、保護者に周知する。</p> <p>(4) 中高一貫校としての特色ある活動や地域との連携</p> <p>○中学生との交流や合同練習の実施など、異年齢集団による主体的で幅広い活動を充実させる。</p> <p>○地域スポーツクラブ等との連携をはかり、人的交流を通じて活動環境をより充実させていく。</p>